

「ポップカルチャーコンテンツ活用集客企画実施業務」に係る企画提案公募要領

1 業務の目的

県では、平成27年度から平成28年度までコンテンツツーリズム推進事業を、また平成29年度からはポップカルチャーコンテンツ活用事業を実施し、アニメ・マンガ・ゲームなどのポップカルチャーコンテンツを活用した誘客対策を展開してきたが、ポップカルチャーコンテンツ愛好者層への一定の誘客効果が見られたところである。

そこで、平成30年度は、ポップカルチャーコンテンツ活用事業の一環として、青森県への誘客動機となりうるポップカルチャーコンテンツを活用した集客企画を青森県内で実施することとし、併せて県内におけるポップカルチャーコンテンツ活用の機運醸成及びポップカルチャーコンテンツを活用する県内プレイヤーのスキルアップにつなげるため、県内事業者等からの企画提案を受け、総合的な審査により効果的な企画提案を行った者を契約候補者として選定するものである。

2 本業務におけるポップカルチャーの定義

マンガ、アニメ、ゲーム、小説、映画、ポピュラー音楽、演劇、ミュージカル、ダンス、ポップアート、ファッション、コスプレ、オリジナル動画、手品、声優、アイドルその他青森県観光企画課長がポップカルチャーと認めるもの。

3 業務概要

(1) 業務名

ポップカルチャーコンテンツ活用集客企画実施業務

(2) 1件あたりの予算額

1件あたり900千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、本事業予算総額（3,743千円）の範囲内で、数件の事業を採択する。

(3) 委託業務実施期間

契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで。

ただし、委託業務内容により、発注者と受注者双方の合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

(4) 実施内容

別紙「ポップカルチャーコンテンツ活用集客企画実施業務」仕様書のとおり

4 企画提案概要

(1) 選定方法等

企画提案に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出すること。審査は、提出された書類の内容に基づいて行い、審査会で優れた提案を行ったと認める者を契約候補者として選定する。

(2) 応募資格

青森県に主たる事務所を置く事業者（企業、特定非営利活動法人、その他の法人、団体）または県内に活動拠点を置く者。

ただし、県内に主たる事務所を置く事業者にあつては、下記①から⑦の条件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項の規定に該当しないこと。
- ② 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

(3) 提出書類及び作成上の留意事項

① 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企画提案書表紙（様式2）
- ウ 企画提案書（任意様式、日本工業規格A4、片面印刷15ページ以内）
- エ 経費見積書（任意様式、日本工業規格A4、片面印刷1ページ以内）

② 作成上の留意事項

- ア 企画提案書表紙（様式2）を用いて、活用するポップカルチャーコンテンツを明記すること。
- イ 活用するポップカルチャーコンテンツについては、著作権等権利関係者の内諾を得ている等、活用するにあたり支障のないものとする。
- ウ 企画提案書（任意様式）は、日本工業規格A4、片面印刷15ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- エ 企画提案書（任意様式）には、以下の内容を記載すること。
 - a 活用するポップカルチャーコンテンツの市場性（市場規模、愛好者数、集客力等）
 - b i) 企画実施方針（何をどうするか）、ii) ターゲット層、iii) 企画実施手法、iv) 企画の情報発信手法、v) 想定される企画参加者数、vi) 企画参加者の属性分析手法
 - c 期待される事業効果（その結果何がどうなるか）
 - d スケジュール（準備や事後の報告書等作成期間も含めて記載すること。）
 - e スタッフ・実施体制（業務責任者及び従事者について、氏名及び担当業務

を明記すること。)

f 同種同様の事業実績（該当がある場合は記載すること。発注者、業務名、契約額、契約期間（始期・終期）を明記すること。)

オ 参加表明書（様式1）、企画提案書表紙（様式2）、企画提案書（任意様式）、経費見積書（任意様式）の順番に重ねて書類左上をクリップ留めして提出すること（ホチキス留めしないこと）。

（4）提出方法及び提出部数

下記に掲げる提出物を、持参（土日祝日を除く）又は郵送で提出すること。

- ① 参加表明書：1部（正本）
- ② それ以外の提出書類：6部（正本1部、副本5部）
- ③ 提出書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R、USBメモリ等）：1部

（5）様式ダウンロード先

青森県庁ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kkokusai/kanko/H30popculture_kikaku.html

（6）質問の受付及び回答

- ① 受付期限 平成30年6月20日（水）17：00必着
- ② 受付場所 当該公募要領「8 問い合わせ先」のとおり。
- ③ 質問方法 質問書（様式3）を用い、電子メール又はFAXにより行う。送信した場合は、受信を確認すること。
- ④ 質問回答 平成30年6月22日（金）までに県のホームページ（上記（5）に掲げる様式ダウンロードページ）へ掲載する。

（7）スケジュール

- ① 質問受付 平成30年6月20日（水）17：00必着
- ② 質問回答 平成30年6月22日（金）まで
- ③ 参加表明書（様式1）提出 平成30年6月25日（月）17：00必着
- ④ 参加表明書（様式1）以外の書類提出 平成30年6月29日（金）17：00必着
- ⑤ 審査会開催 平成30年7月第1週から第2週（予定）
- ⑥ 審査結果通知・契約締結 平成30年7月第2週から第3週（予定）
- ⑦ 業務委託期間 契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

5 審査

（1）審査方法

審査会を開催し、別紙「評価基準」に基づき審査を行う。

ただし、各審査員の評価点を合計し、「評価点」の満点の総合計の2分の1未満で

あった提案については採用しない。

なお、審査会の日時、場所、進行方法等については、別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに企画提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

6 契約候補者との契約手続き

企画提案書の審査の結果、選定された契約候補者との協議が整い次第契約を締結する。

7 その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 提出された企画提案書類は返却しない。

(3) 提案者1者につき、企画提案数は1案とする。

(4) 企画書類の作成・提出並びに審査会参加に要する費用、その他本手続きに要する経費は提案者の負担とする。

(5) 県内におけるポップカルチャーコンテンツ活用の機運醸成を図るため、契約締結した業務については、その概要を県のホームページ等で公表することがある。

8 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県 観光国際戦略局 観光企画課 まるごとあおもり情報発信グループ

TEL : 017-734-9389 / FAX : 017-734-8121

E-mail : kanko@pref.aomori.lg.jp

※本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

(9 : 00 ~ 12 : 00 / 13 : 00 ~ 17 : 00)